

工事に際しての配慮事項

(別紙2)

No.	施設名	工事に際しての配慮事項
1	文化センター	<p>【電力会社との連携点までの配線ルートについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意匠上、建物外壁と現在の引き込み点を結ぶ架空配線は行わないでほしい。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当館は、災害時避難場所に指定されている施設ですので、停電時には屋上で発電した電気を建物内で使用できるよう要望します。
2	職員研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設は屋上に通じる廊下・屋内階段幅が狭隘で、外部階段足場等の設置が必要と思われる。 ・発電装置等荷重について、建物構造、地盤状況を十分に配慮したものとする。 ・発電装置等を設置する際は、センターの将来的修繕に支障のない範囲とする。 ・工事は土・日、休日等の閉館日は避ける。ただし警備員が在中する時間帯で警備員業務に支障(委託業務内容以外のことを求めること)がない範囲であれば可。 ・工事及び工事用資機材を設置・持ち込みをする場合はセンターの利用に支障のないよう配慮すること。(利用者等の通行、災害時の避難障害、研修・相談業務の低下等) ・建物の意匠、景観を著しく変化させないように配慮すること。 ・近隣住民に対する説明を十分に(納得を得るように)行うこと。 ・本施設は、3課(人材育成課、指導2課、中央図書館)が使用する施設のため準備・設置等に係る日程調整が必要。 ・図書棟、教育相談棟には天窗(トップライト)があるため、設置に際し採光障害とならない配慮をすること。 ・屋根(屋上)の一部に化粧敷き砂利がある。(図書棟、相談棟) ・金属屋根についてはカバー工法での補修が基本となるため、配慮した設計とすること。また、センターで補修工事等を行いパネル等設置機器を移動せざるを得ない場合は、設置業者の費用にて一時撤去等を行うこと。
3	療育センターさくら草	<p>【作業日】土日祝日ただし、開庁している日もあるので調整が必要となります。</p> <p>【作業時間】原則8時30分から17時15分まで</p> <p>【住民説明】近隣住民・施設への工事連絡をお願いします。あくまでも屋上工事なので、事前説明会などは不要かと。</p> <p>【作業車駐車場】高さ210cmまでなら、地下駐車場及び施設前スペースに駐車可能です。それを超える場合は、さくら草で賃借している屋外駐車場を利用して頂きます。</p> <p>【機器・資材の搬入】地下1階から3階まではエレベーターがありますが、3階から屋上までは階段の利用となります。</p> <p>【トイレ】施設内トイレをご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上の太陽光採光システムの受光障害とならないように設置すること。
4	産業振興会館	<p>開館日：原則、年末年始・日祝祭日以外の日/開館時間：9時から21時 上記を踏まえ工期工事日程を設定されたい。</p> <p>【工事留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休館日以外で作業を行う場合は、利用者への影響(騒音・振動等)がないこと。また、利用者への安全を確保十分に図ること。3か月前に工期がわかれば駐車場の貸し出しも可。 ・開館日に作業を行う計画がある場合は、作業車の駐車場所・作業場所範囲・外階段利用等事前に会館管理者と十分調整を行うこと。 ・工事内容(騒音・振動等影響を及ぼす恐れの有る場合等)によっては、事前に近隣説明実施も考慮すること。 ・施設の屋上防水は、改修工事(平成14年3月)から経年しており、近将来の防水改修工事に最少の影響とするよう施工内容を事前に十分調整すること。 ・重機等の侵入経路は、必要によっては通路の路盤養生を図ること。 ・工期工事日程は、必要最小限に留めること。

工事に際しての配慮事項

(別紙2)

5	大成公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・作業時間は原則平日8:30~17:15までとすること。なお、工事等を左記の時間以外に行う場合は施設管理者と協議を行うこと。 ・利用者がいながらの工事を前提とし、利用者の安全を優先すること。 ・停電等利用に支障が発生する際は、予約システムの都合上4ヶ月以上前に施設管理者と協議を行い、日程について通知すること。 ・将来行う屋上防水・外壁改修等工事の際に影響が出ない方法で設置すること。 ・工事の動線については、現地調査を行うこと。 ・A西側が工事中(3階建物)のため受光障害の可能性が有ります。 ・AIには2F和室からB屋上へ出てはしご等を掛けて上る必要があります。 ・アクリルドームの光を遮らないように施工すること。 ・設置については、設置されている空調室外機や高架水槽等のメンテナンスのために必要な動線を確保したうえで設置すること。 ・来年度において外部(外壁等)及び内部改修工事(エアコン、壁紙、床、トイレ等)を予定しているため必要に応じて一時撤去及び保管等の協力を求めることがあります。(H27年9月からH28年3月までの期間を予定(未確定)) ・その他不明な点については、施設管理者等と協議を行うこと。
6	相野原配水場	<ul style="list-style-type: none"> ・電力会社との連携点までの配線ルートについては、配線ルートの架空線は認められない。 ・配水場等の水道施設は安全確保・衛生管理上の問題から、自由に入出入りすることはできません。施設周囲には監視カメラ、赤外線センサー等を設置し不法侵入の監視を行いセキュリティ強化をしています。 ・作業時間は9時から17時までとし、土日祝日の工事は禁止 ・配水場の運転を継続しながら施工を実施すること ・工事着工前に近隣住民への工事内容説明は必要 ・工事施工者、設置後の保守従事者は保菌検査実施(水道法第21条第1項による) ・太陽光発電設備の付属機器類は管理棟内には設置しないこと(屋外設置)また既設配水場電気設備と接続しないこと ・設置後の配水場内への入場時の鍵等は、その都度の貸出 ・屋根に通じる屋内階段が無く、外部階段足場等の設置が必要。 ・工事施工中は、仮設トイレを設置 ・設置工事に伴う、電気、水道は設置者が負担 ・作業の安全に十分注意し、その他関連法令に従って危険防止の措置を講ずるとともに安全管理を徹底すること ・別工事が進行中であるため、作業が競合する場合は、現場責任者間で協議し、責任を持って施設の保安に努めること ・配水場は無人であり、工事中は機械警備のセット・解除が必要加えて建屋内部への出入りには別の機械警備のセット・解除が必要 ・飲料水を取扱う施設であるため、工事箇所の衛生管理には十分注意すること、又油脂や薬剤等飲料水に不適なものを取り扱う場合は注意すること ・工事中、保守管理のため配水場に入場する者の職員証明書等を事前に提出 ・H27:受配電設備更新工事

工事に際しての配慮事項

(別紙2)

7	動物愛護ふれあいセンター	<p>【電力会社との連携点までの配線ルートについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲への景観の配慮から、架空線は認められない。 <p>【作業時間】</p> <p>原則火～土曜日 9:00～17:00とすること。(医薬等を保管しているため、職員の立ち会える時間内)</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬猫等の動物がいるため、粉じん・騒音・振動・臭等が最小限となるように施工すること。動物に異変等が起きた場合は、速やかに協議し検討策を取ること。 ・工事個所(屋根)下は、通行場所となるため落下物等が当たらないような養生を行うこと。 ・工事個所の事前調査を行い、強度に問題があるときは、補強を行うこと。 ・工事個所に防水工事を行うこと。 ・工事関係個所に雨漏り等があった場合は、速やかに対応するとともに、被害に対する補償を行うこと。 ・金属屋根についてはカバー工法での補修が基本となるため、配慮した設計とすること。また、センターで補修工事等を行いパネル等設置機器を移動せざるを得ない場合は、設置業者の費用にて一時撤去等を行うこと。 ・当センターの行事等がある日は、工事を中止すること。 ・パネル等設置機器を撤去する場合は、設置前の状態に復元して戻すこと。
---	--------------	--